

令和5年12月28日
(2023年)

建設工事市内支店・市外事業者 各位

吹田市総務部契約検査室長

令和6年度における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の取扱いと提出について

令和6年度の等級等（以下「ランク」という。）の認定に適用する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）を下記のとおり提出してください。評定値通知書はランク認定を行わない工種についても提出してください。

なお、認定後のランクは、3月下旬に、本市ホームページにて公表する予定です。

記

1 提出期限

令和6年 2月15日（木）午後5時

2 提出方法

郵送又は契約検査室の窓口を持参

※郵送する場合は特定記録郵便等、記録が残る方法で送付してください。

3 提出先

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室（吹田市役所高層棟8階）

4 ランク認定を行う対象工種

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事

5 ランク認定に適用する評定値通知書

(1) 令和5年11月1日時点で有効なもの（同日で有効なものが2通ある場合は最新のものの）

(2) 令和5年11月1日時点で有効なものがない場合は、同日後に取得したもの

6 提出期限までに有効な評定値通知書が提出されていない場合

(1) 有効な評定値通知書が提出された時点で、ランクの認定を行います。

(2) ランクの認定は、提出日の翌々日（翌々日が土日祝日に当たるときは、その翌日とします。）となります。

7 提出書類

評定値通知書（審査庁の公印が押印されたもの及び総合評定値（P点）の記載のあるものに限り）なお、既に令和5年11月1日時点で有効な評定値通知書を契約検査室に提出している場合、再提出は不要です。

8 注意事項

- (1) ランクの認定がない場合又は本市に提出した評定値通知書の有効期限が切れている場合は、入札に参加することができません。
- (2) 一度、ランクの認定をした工種については、年度途中の改定は行いません。
- (3) 評定値通知書の有効期限は、審査基準日から1年7か月です。